

I 社会福祉施設における安全衛生対策について

■ 第1 社会福祉施設における労働災害の発生状況

労働災害による死傷者数を産業別にみると、全産業に占める第三次産業の割合が年々増加しています。社会福祉施設における死傷者数も、年々増加しており(図1-1)、その約6割は「動作の反動、無理な動作」と「転倒」が原因になっています(図1-2)。

また、腰痛の発生状況にも増加傾向が見られます(表1-1)。

(1) 休業4日以上死傷者数(平成17～21年)

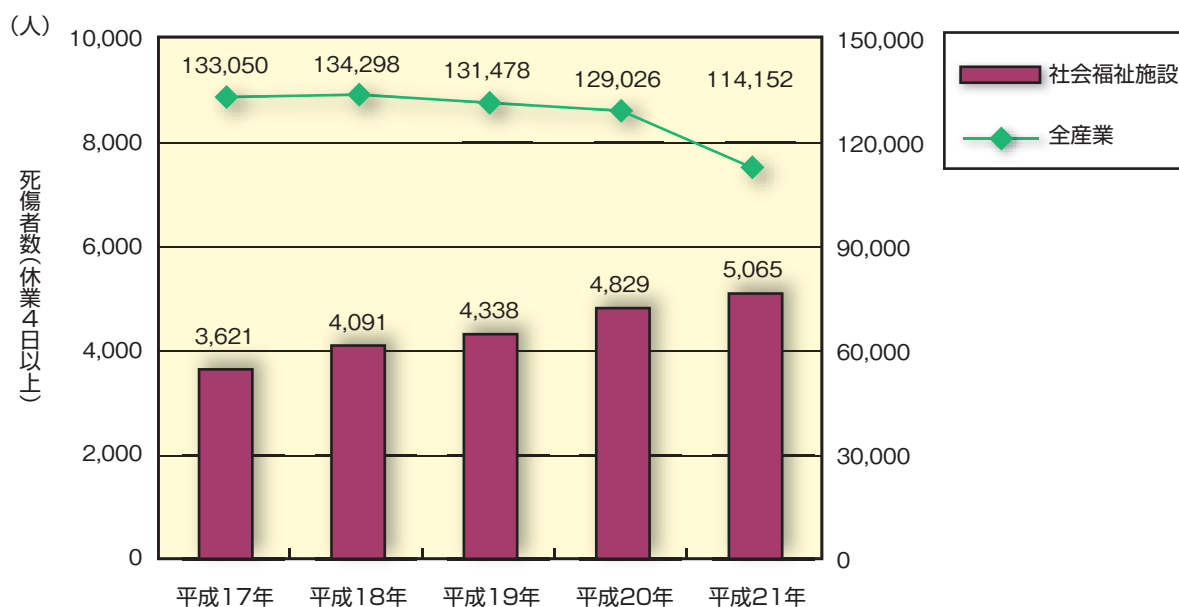


図1-1 休業4日以上死傷者数の推移

(資料出所：厚生労働省調べ*)

【参考】社会福祉施設の事業場数と従業者数(「事業所・企業統計調査」から)

事業場数： 73,295(平成13年) → 110,670(平成18年) 51.0%増

従業者数： 1,336,550(平成13年) → 2,132,628(平成18年) 59.6%増

(2) 社会福祉施設における休業4日以上死傷災害発生状況(平成17～21年の平均)

①事故の型別

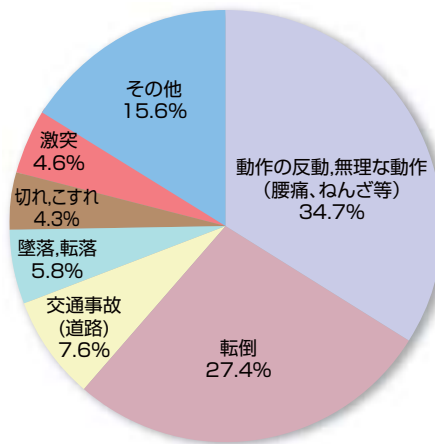


図1-2 事故の型別
(資料出所：厚生労働省調べ※)

②年齢別

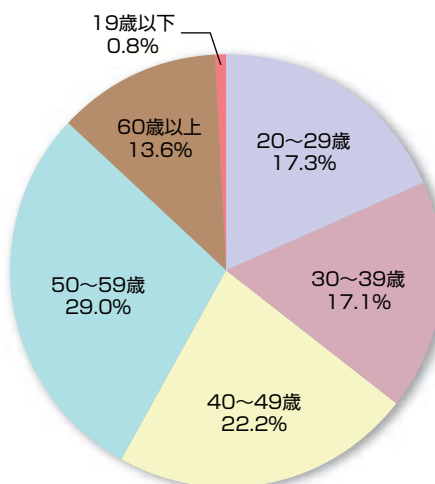


図1-3 年齢別
(資料出所：厚生労働省調べ※)

※ 「労働者死傷病報告」

(3) 腰痛の業務上疾病発生状況(平成17～21年)

表1-1 腰痛の業務上疾病発生状況

	業務上疾病の総数(全産業) (単位：人)	うち腰痛(非災害性含む)	
			うち保健衛生業 (社会福祉施設を含む)
平成17年	8,266	4,895	900
平成18年	8,369	4,920	963
平成19年	8,684	5,287	1,111
平成20年	8,874	5,556	1,245
平成21年	7,491	4,870	1,180

(「業務上疾病発生状況等調査」からの統計)

■ 第2 労働災害の発生と企業の責任



図1-4 労働災害に問われる企業の責任

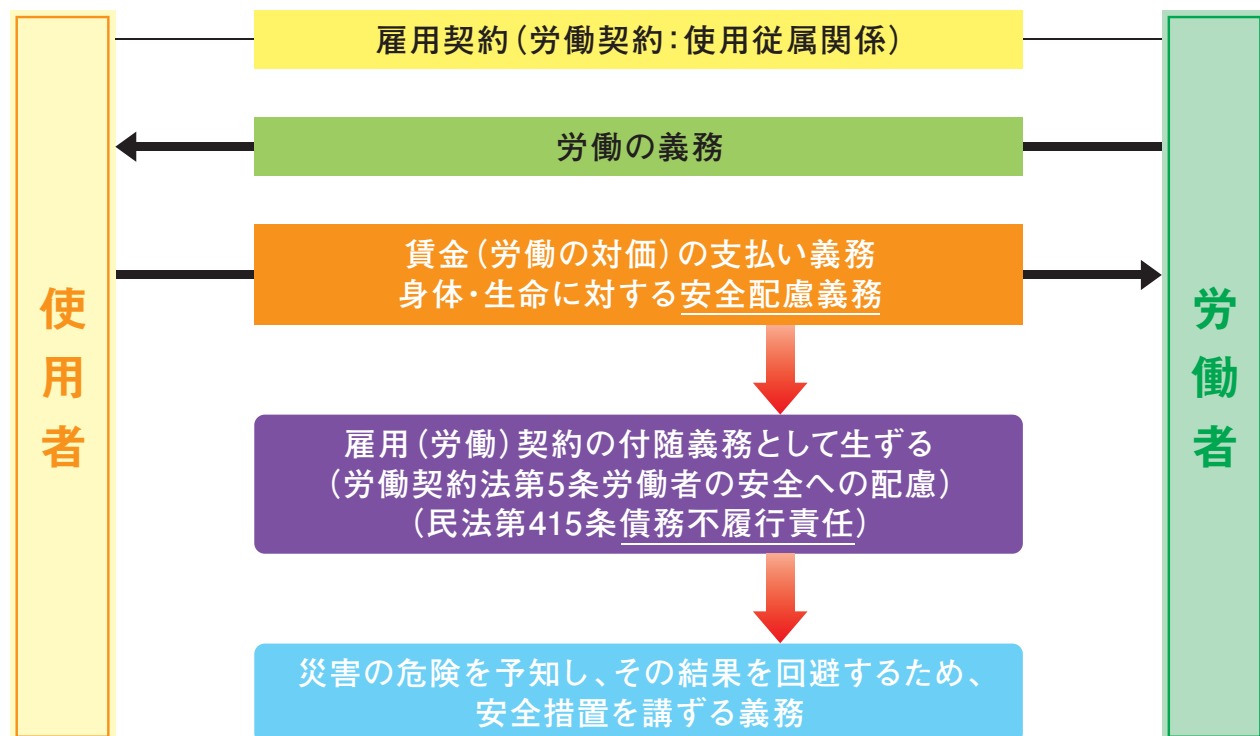


図1-5 安全配慮義務

■ 第3 国が定める労働災害防止対策

1 労働災害防止計画とは

「労働災害防止計画」とは、厚生労働大臣が労働災害防止についての総合的な計画を長期的な展望に立って策定し、今後とるべき施策を明らかにする計画のことです。あわせて、労働災害防止の実施主体である事業者等が取り組むべき事項を示し、その自主的活動を促進することを目的としています。

この計画は、労働安全衛生法第2章に規定されており、昭和33年以来5か年計画として策定されています。

2 第11次労働災害防止計画の期間

平成20年度 ～ 平成24年度（5か年）

3 目標

- ① 死亡者数について、平成24年において、平成19年と比して20%以上減少させること。
- ② 死傷者数について、平成24年において、平成19年と比して15%以上減少させること。
- ③ 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

4 社会福祉施設における労働災害防止対策

- ① 安全衛生管理体制の確立
- ② 業種別モデル安全衛生管理規程を活用した介護作業に係る労働災害防止対策の徹底
- ③ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策の徹底
- ④ 転倒、墜落・転落災害の防止対策の徹底
- ⑤ 雇入れ時や作業内容変更時等における安全衛生教育の徹底
- ⑥ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく対策の徹底